

備 考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ℓにつき、0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

2. 現況と対策

地下水に起因する土壌汚染は、水溶性のトリクロロエチレン等による地下水汚染に伴い確認されることから、市では有害物質の地下浸透状況調査を行い監視するとともに地下水汚染防止対策事業の中で対応しています。

一方、重金属類等の固形物による土壌汚染は、埋立て等に伴い搬入土砂に汚染物質が混入される事例もあることから、市では平成15年12月25日に「我孫子市埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（埋立て条例）を全部改正し、県の埋立て条例と併せ、事業者や土地所有者に対し「土壌等の安全基準」に適合した土砂等を搬入するよう事業許可や規制指導を行い、土壌汚染の防止を図っています。

また、平成27年3月に同条例を一部改正し、土壌汚染対策法の改正、我孫子市暴力団排除条例の施行に対応するとともに、許可対象基準面積未満の小規模埋立事業の繰り返し（申請逃れ）の規制や違反者などへの厳正な対処などを目的に、条例の改正（平成27年7月1日施行）を行いました。

<改正の概要（平成27年3月）>

- (1) 開発行為に伴う埋立て等については届出制にし、農地・山林等の造成は許可制とする。
- (2) 隣接・近接地で同一土地所有者または同一事業者が事業を実施する等の場合で一定の条件の場合には、1年以内の制限期間を設ける。
- (3) 申請人を現場責任者またはその所属する法人に限定する。
- (4) 不誠実な事業者に対して一定の場合、申請の制限を設ける。
- (5) 我孫子市暴力団排除条例に対応し、許可申請時の警察への照会を行う。
- (6) 措置命令以上を受けた者に対して公表することができるようとする。

これまでの埋立て条例の施行状況を表3-2に示します。

表3-2 我孫子市埋立て条例の施行状況

年度	事業許可件数	完了件数	翌年度繰越件数
13年度	5	6	1
14年度	5	5	2
15年度	6	8	0
16年度	2	1	1
17年度	6	5	1
18年度	7	7	1
19年度	5	6	0
20年度	4	3	1
21年度	6	2	4
22年度	14	18	0
23年度	11	11	0
24年度	14	9	5
25年度	10	13	2
26年度	5	7	0

年度	事業許可件数	事業届出件数	完了件数	翌年度繰越件数
27年度	2	1	3	0